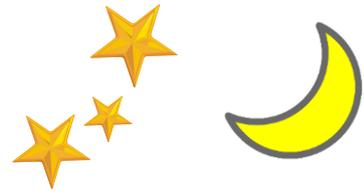


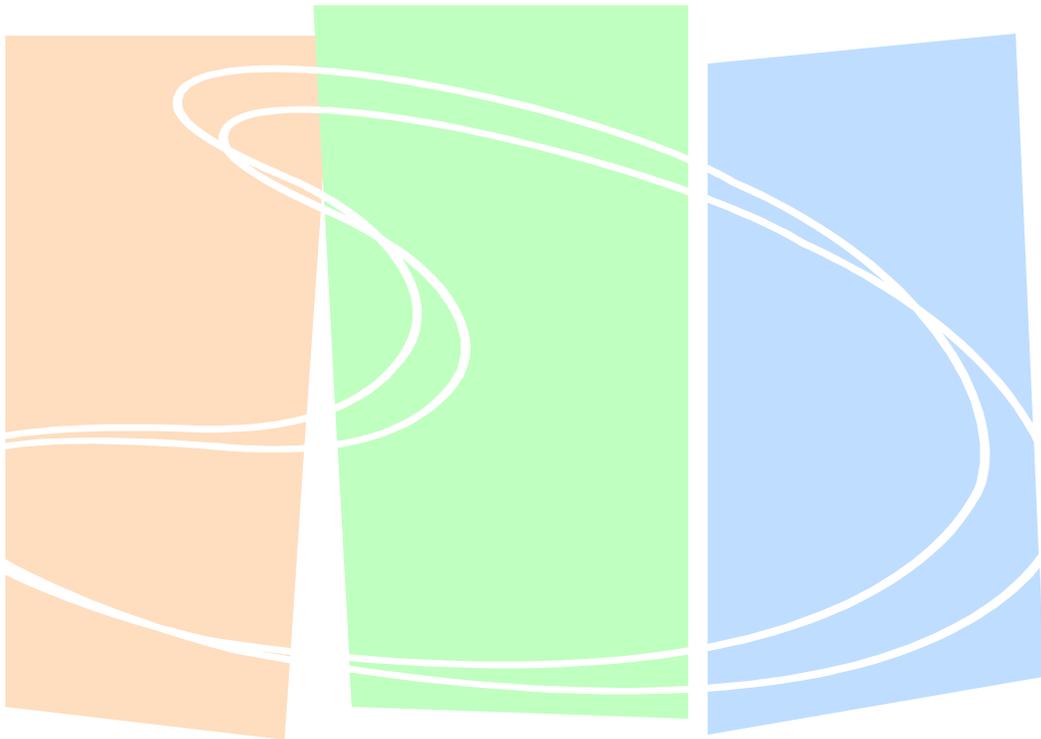
住みたい 住んでよかった

ともにつくる

“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち



第3期 転入促進アクションプログラム



令和 3 年 4 月

熊 取 町



目 次

1. これまでの取組みと経過	2
2. アクションプログラムの位置づけ	2
3. 成果と課題	2～3
4. 行動計画.....	3～4
4-1. 計画期間	3
4-2. 方向性	3
4-3. 目標設定	3
4-4. アクション項目	4

1. これまでの取組みと経過

本町では、これまで充実した子育て・教育施策を展開し、これらを本町の強みとして定住魅力あふれるまちづくりを進めてきたところであり、その土台のうえに「子育てしやすい、教育のまち 熊取」としての“熊取ブランド”を構築し、町内学生とともに作成したPR動画や情報誌を活用するなど、子育て世代を中心とした若年世代に対する効果的なプロモーションにより、転入定住促進を図ってきた。

また、短期の取組として、平成 25 年度から平成 27 年度の3年間（一部平成 28 年度までの4年間）においては、新築住宅の固定資産税課税免除をはじめとした7つの転入定住促進インセンティブによる転入定住促進策を、平成 30 年度から令和 2 年度までは、社宅誘致支援と3世代近居等支援の2つの転入定住促進策を講じてきた。

2. アクションプログラムの位置づけ

転入促進アクションプログラム（平成 24 年 12 月策定。以下「第1期プログラム」という。）は、同年 3 月策定の「転入促進基本方針」を具現化するための行動計画として、平成 24 年度から平成 29 年度の6年間を計画期間と設定のうえ、策定した。

第2期転入促進アクションプログラム（以下「第2期プログラム」という。）は、第1期プログラムと同様に、平成 30 年度以降における転入促進策の具体的な実施内容等を示すものとして策定し、平成 27 年 10 月に策定した「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び熊取町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を達成させるための行動計画のひとつとして位置づけた。（「転入促進基本方針」は、「総合戦略」及び「人口ビジョン」と趣旨・方向性が同じものであることから、これに置き換えた。）

今後も、転入・定住促進効果が期待できる新たな施策については、引き続き検討するとともに、機動性のある対応が可能となるよう、必要に応じて第3期転入促進アクションプログラム（以下「第3期プログラム」という。）のアクション項目に適宜追加するなど、柔軟に対応する。

3. 成果と課題

転入定住促進の成果指標である「社会増減数」は、平成 25 年度以降において減少傾向が継続しており、また、0歳から 19 歳までの数値が転入超過であるのに対して 20 歳から 29 歳までの数値が転出超過である傾向は変わらず、とくに就職期層（20 歳から 24 歳まで）を中心とした若年世代の人口の増加もしくは確保が引き続き課題であると考える。

一方では、「1. これまでの取組みと成果」のとおり転入定住促進施策を進めてきたことにより、近隣5市3町における「社会増減数」は2番目を堅持していることなど、一定の成果が確

認されている。(社会増減率も2番目を堅持。)

とくに、本町がメインターゲットとしている20歳から39歳までの年齢層のうち、30歳から39歳までの年齢層についての近隣5市3町での比較では、直近の令和2年において本町のみが転入超過となっており、平成24年度以降の集計をみても平成26年度を除いて転入超過を継続している。

4. 行動計画

4-1. 計画期間

▶第3期プログラムの計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間を目処とする。

4-2. 方向性

第3期プログラムについては、今後もこれまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策に基づく“熊取ブランド”(イメージブランド)の発信による転入定住促進を前提として、引き続き転入定住促進インセンティブによる転入定住促進施策を実施することにより、子育て世代と想定する年齢層(25歳から39歳まで)及び就職期層(20歳から24歳まで)を中心とした転入定住を促進させ、ひいては、「社会増減数の増加」につなげる。

ただし、人口減少社会において人口増加もしくは人口減少の緩和は決して容易ではなく、そうした状況下における短期的なインセンティブの実施は、自治体間の過度な競争を招き、周辺地域全体の財政負担を強いる側面があることから、一定の成果を継続している本町においては、前述のとおり“熊取ブランド”(イメージブランド)の発信による転入定住促進を前提として、転入定住促進インセンティブの実施にあたっては、極力財政負担が少なく、より効果的で発信力のある取組などを厳選して実施していくことを基本とする。

4-3. 目標設定

第3期プログラムにおいては、第2期プログラムに引き続き、転出超過が顕著である“20歳から24歳までの就職期層”もメインターゲットに加え、結果として、『20歳から30歳代の若年世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口の減少を鈍化させること』を第1の目標とする。

また、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策や住環境、自然環境など本町の強みを引き続きPRすることで、転出の抑制、転入者の増加による『社会増減数の増加』を第2の目標とする。

4-4. アクション項目

■アクション項目一覧

	施策名	実施期間
1	社宅誘致支援	令和3年度～5年度
2	3世代近居等支援	令和3年度～5年度

※ 上記の2つのアクション項目については、第2期プログラム期間中においても、短期集中的に取り組んできたが、引き続き、令和3年度から令和5年度までの3年間に取り組むもの。ただし、利用の促進と費用対効果を高めるよう次のとおり改良したうえで実施する。

1. 社宅誘致支援

主な改良点として、対象の条件である社宅の確保数について、3戸以上を1戸以上とし、利用促進を図る。

2. 3世代近居等支援

主な改良点として、「課税免除方式」から「補助金交付方式」に変更し、費用の抑制を図る一方で、一時金としてのインパクトに重点を置くこととする。

■アクション項目1： 社宅誘致支援

【目的】

町内への社宅設置に係る費用を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、特に就職期層（20～24歳）を中心とした若年世代の転入を促す。

【概要】

町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに所有又は賃借した法人に対して、その費用の一部を以下のとおり補助する（各補助対象者毎に1回限り）。

【取組内容】

○補助対象者の要件

- ① 法人格を有する団体であること（国、地方自治体及びその関係機関を除く）。
- ② 国税、及び、事業所等が所在する地方自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③ その他、別途定める欠格事項に該当しないこと（民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項）。

○社宅等の要件

- ① 補助対象者が対象期間（1月～12月末）において新たに所有又は賃借すること。
- ② 社宅等を確保（1戸以上）すること。
- ③ 住民税の特別徴収義務者となる従業員が、当該社宅に住民税の基準日である1月1日において住民登録し、かつ、居住していること。

○対象経費

<所有の場合>

施設の維持管理に要する費用（電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等）。

※資産取得に要する費用、租税公課は除く。

<賃借の場合>

賃借に要する費用（家賃、共益費等）。

※保証金は除く。

<共通事項>

入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）。

○補助金額

入居戸数1戸につき、15万円（上限）。

※ 補助限度額は1法人につき300万円。

【実施期間】

令和3年度から5年度までの3年間

【所管課】

企画経営課

■アクション項目2： 3世代近居等支援

【目 的】

3世代近居等の形成を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、子育て世代と想定する年齢層（25～39歳）を中心とした転入定住を促す。併せて、高齢者の孤立防止や子育てしやすい環境づくりに寄与する。

【概 要】

親世代と町内で近居等することを条件として、新築住宅もしくは中古住宅を取得（中古住宅の取得において、贈与及び相続を除く。）した場合に、当該取得費用の一部を補助する。

【取組内容】

○対象住宅の要件

令和3年1月2日から令和6年1月1日までの3年間に、新築した住宅もしくは取得した中古住宅（贈与又は相続による取得は不可）。

- 床面積が50㎡以上。
- 対象者の自己所有（共有可）。
- 併用住宅は可だが他の要件を満たすこと。

○対象者の要件

以下の全てに該当する者

- 3世代近居等をする子、孫又は親が、対象住宅を所有する納税義務者であること。
- 3世代近居等をする子、孫及び親が、基準日（住宅を取得した日の属する年の翌年の1月1日）において、本町の住民基本台帳に記載されていること。
- 3世代近居等をする子世帯が、中学生以下の子を扶養する世帯、もしくは、夫婦いずれもが40歳以下である世帯であること。

○補助金額

10万円（一律1回）。

【実施期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間

【所 管 課】

企画経営課